

うえだスポーツ振興ビジョン推進会議規程

(設置)

第1条 スポーツ振興ビジョンの推進を図るため、計画及び評価、見直し等について協議を行なうため、うえだスポーツ振興ビジョン推進会議（以下「会議」という。）を置く。

(協議事項)

第2条 会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 振興ビジョン目標数値の計画に関すること。
- (2) 振興ビジョン目標計画の推進と評価に関すること。
- (3) 振興ビジョンの見直しに関すること。
- (4) その他会長が必要と認めること。

(推進委員)

第3条 会議は、次の各号に掲げる委員若干人を持って構成する。

- (1) 副会長・専務理事及び各委員会委員長
 - (2) その他、当協会が必要と認めた者
- 2 委員の任期は、上田市スポーツ協会役員の任期に準じる。

(委員長等)

第4条 会議は、委員の互選により委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、会議を代表し、議事その他会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故あるときはその職務を代行する。

(会議等)

第5条 会議は、必要に応じ委員長が召集する。また、必要に応じ専門的事項に関して関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、委員長が会議に諮って別に定める。

附 則

この規程は、平成24年3月15日から施行する。

附 則（平成25年3月13日理事会決議）

この規程は、平成25年4月1日（一般財団法人上田市体育協会の設立登記の日）から施行する。

附 則（令和4年3月1日理事会決議）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。